

# 笠山町地域安全委員会会則

## 第1条（名称および事務所）

本会は、笠山町地域安全委員会と称し、事務所を笠山会館内に置く。

## 第2条（目的）

本会は、防犯活動の実践体として、地域住民を犯罪から守るために、民間の自主防犯体制を確立するとともに、住民が快適な生活の維持をするために地域の意識の高揚を図ることにより、住み良い地域社会をつくることを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 自主防犯活動の推進
2. 防犯施設の点検、補充
3. その他、本会の目的達成上必要と認めるもの

## 第4条（組織ならびに構成員）

本会は、笠山町に在住しているものの中で町内会長より委嘱された者ならびに各組から選出された委員で組織するものとし、構成は次のとおりとする。

- |      |     |
|------|-----|
| 管理者  | 1名  |
| 委員長  | 1名  |
| 副委員長 | 1名  |
| 委員   | 若干名 |

管理者は、町内会長とする。

委員長、副委員長は、町内会長が推薦し、役員会で承認を得るものとする。

委員の人数については、町内会役員会で決定する。

## 第5条（職務）

第3条の職務は、次のとおりとする。

管理者は、草津栗東防犯自治会（以下行政機関という）が定める地域安全管理者の責務を担当するとともに、本会活動の基本的方針の決定および事業計画の承認を行う。

委員長は、行政機関が定める地域安全責任者の責務を担当するとともに、本会を統括して年間事業計画の策定および事業の推進にあたる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

委員は、組の地域安全に関し、組長との連携に努めるとともに、委員長の指示に基づき、必要な職務を遂行する。

## 第6条 (任 期)

委員長、副委員長、委員（以下各委員という）の任期は、1年とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（委員長、副委員長の任期 委員総会までを削除）

各委員の再任は妨げない。

## 第7条 (会 議)

本会の会議は、次のとおりとする。

委員総会 委員総会は、毎年1回開催するものとし、委員会の運営ならびに年間事業計画に対する基本的な取り組み方法等について審議する。

（役員を選任を削除）

運営会議 運営会議は、必要の都度開催するものとし、事業の具体化ならびに運営状況の確認等を行う。

## 第8条 (必要経費)

本会の運営に必要な経費については、原則として町内会会計にて賄うものとする。

## 第9条 (雑 則)

この会則の改廃については、町内役員会の承認を得るものとする。

- この会則に定めのない事項および本会の運営に対し、重要と判断される事項および住民全体の周知が必要な事項については、委員長から町内役員会にはかり円滑な運営に努めるものとする。

## 付則

この会則は、平成4年12月6日より施行する。

平成9年3月29日 笠山防犯自治委員会から現名称に改称

平成10年3月7日 会則一部変更（各組2名の委員を役員会の決定事項に）

平成11年5月8日 会則一部変更（組織運用の変更）